

月報 平成28年 12月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

10月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は159人で、前月比では6.5%減少したが、前年同月とは同数であった。
- ・月間有効求職者数は760人で、前年同月比では6.1%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は268人で、前年同月比では、一般求人が19.4%減少し、パート求人も15.8%の減少となり、全体としては18.3%の減少となった。
- ・また産業別にみると、前年同月比で、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉分野では減少となったが、飲食店・宿泊業では増加となった。
- ・月間有効求人数は793人で、前年同月比で15.0%の減少となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、有効求職者数・有効求人数がともに減少した中、かろうじて1倍台となったが前年同月と比較して0.11ポイント低い1.04倍であった。なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.01倍、パートの有効求人倍率が1.14倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一 般 職 業 紹 介 状 況 平成28年10月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	159	▲ 6.5	0.0
	うち男	73	▲ 2.7	7.4
	うち女	86	▲ 8.5	▲ 5.5
	年齢別			
	～44歳	88	▲ 5.4	2.3
	45～54歳	19	▲ 48.6	▲ 52.5
	55歳～	52	30.0	57.6
	月間有効求職者数	760	2.7	▲ 6.1
	うち男	378	3.0	▲ 10.2
	うち女	382	2.7	▲ 1.5
年齢別				
～44歳	369	4.5	▲ 11.5	
45～54歳	124	▲ 8.8	▲ 4.6	
55歳～	267	6.4	1.9	
求 人 関 係	新規求人数	268	▲ 17.5	▲ 18.3
	主要産業別			
	建設業	45	▲ 43.0	▲ 2.2
	製造業	59	59.5	▲ 28.9
	卸売・小売業	22	▲ 33.3	▲ 31.3
	飲食店・宿泊業	48	100.0	26.3
医療・福祉	57	▲ 24.0	▲ 3.4	
月間有効求人数	793	▲ 3.2	▲ 15.0	
就 職 関 係	紹介件数	273	▲ 5.9	11.4
	うち男	135	▲ 14.6	▲ 3.6
	うち女	138	5.3	31.4
	就職件数	75	▲ 3.8	13.6
	うち男	39	21.9	11.4
	うち女	36	▲ 20.0	16.1

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

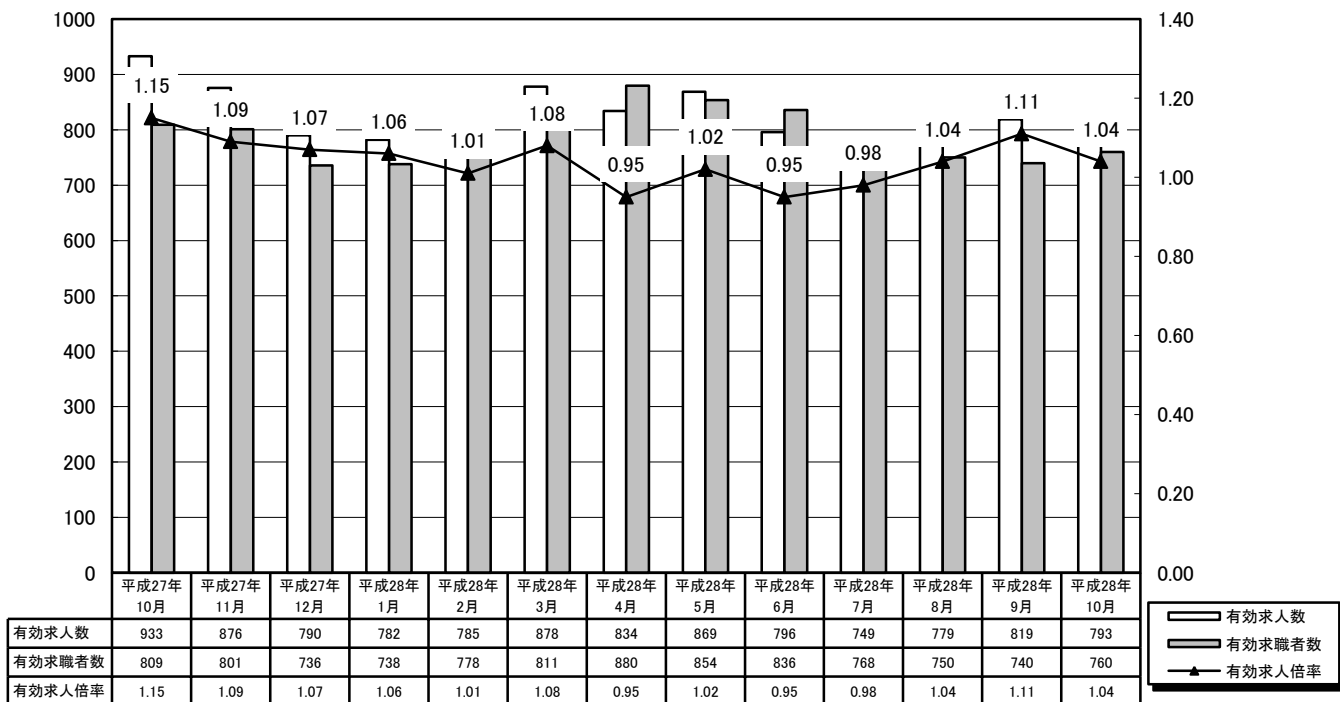
雇 用 保 険 取 扱 状 況 平成28年10月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	797	797	791	
	資 格 取 得 者 数	89	98	133	
	資 格 喪 失 者 数	104	128	160	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,985	10,998	11,167	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	41	42	41
		受給者実人員	184	182	166
		支給金額(千円)	20,471	19,707	19,312
	高齢	受給者数	10	6	10
		支給金額(千円)	2,231	1,239	1,802
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支給人員	15	20	12
支給金額(千円)		6,043	4,859	2,878	

労働市場の動き（平成28年10月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 雇用保険被保険者資格取得届の提出が
必要です

- ③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

⇒ 届出は不要です

（※）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用される被保険者

◎一週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがあることが雇用保険の適用要件となります。

◎雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、①の場合は雇用した日の属する月の翌月10日まで、②の場合は平成29年3月31日までとなります。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせ下さい。

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	748円	28.10.5

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用なりません。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	827円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	27.12.13
	847円		28.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	783円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	27.12.18
	798円		28.12.15
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	795円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	27.12.15
	815円		28.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

この最低賃金表を職場の見やすい場所に掲示して労働者に周知してください。